

熊本市有害鳥獣駆除隊の公募及び事業の実施に関する要綱

制定	平成28年	2月15日	農水商工局長決裁
改正	平成28年	4月1日	農水局長決裁
	平成29年	2月7日	農水局長決裁
	平成30年	2月14日	農水局長決裁
	平成31年	2月14日	農水局長決裁
	令和2年	2月7日	農水局長決裁
	令和2年	4月1日	農水局農政部長決裁
	令和3年	12月21日	農水局農政部長決裁
	令和5年	1月4日	農水局農政部長決裁
	令和5年	12月20日	農水局農政部長決裁
	令和6年	11月14日	農水局長決裁
	令和7年	3月21日	農水局長決裁
	令和7年	9月11日	農水局長決裁

目次

第1章 熊本市有害鳥獣駆除隊の公募（第1条―第7条）

第2章 熊本市有害鳥獣駆除隊事業の実施（第8条―第21条）

第3章 補則（第22条）

附則

第1章 熊本市有害鳥獣駆除隊の公募

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市や市民からの農作物被害、生活環境被害、水産物被害への対応要請に係る有害鳥獣の捕獲及び追払い（以下「捕獲等」という。）を行う団体を熊本市有害鳥獣駆除隊（以下「市駆除隊」という。）として公募し、当該団体と本市とが有害鳥獣の捕獲等において連携協力することにより、本市における有害鳥獣による農作物被害、生活環境被害、水産物被害の防止を図ることを目的とする。

（公募）

第2条 市長は、次に掲げる3地区について、各1隊の市駆除隊を公募するものとする。ただし、水産物被害の対応については、3地区の市駆除隊の中から捕獲班を別に編成し対応するものとする。

(1) 熊本市地区（富合・城南地区及び植木地区を除く）

(2) 富合・城南地区

(3) 植木地区

2 市駆除隊は、年度を単位として公募するものとする。

（活動区域）

第3条 農作物及び生活環境被害に係る市駆除隊の活動区域については、原則として熊本県が定める第

1 3次鳥獣保護管理事業計画書に基づき集落内で組織された熊本市有害鳥獣地域駆除隊（以下「地域駆除隊」という。）の活動集落を除き捕獲活動を行うものとする。

2 水産物被害に係る市駆除隊の活動区域については、熊本市管内の水産物被害が予測される区域内又は被害が発生した区域内とする。

（対象鳥獣）

第4条 市駆除隊が捕獲する対象鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、カラス類、ヒヨドリ、ハト類、カモ類、バン類その他農作物被害、生活環境被害、水産物被害を及ぼす鳥獣とする。

（応募の要件）

第5条 市駆除隊に応募する団体は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 次のいずれにも該当する10名以上の者により編成された団体であること。

ア 熊本市及び近隣の市町村に住所を有し、有害鳥獣の捕獲等に用いようとする猟法に係る狩猟免許を所持していること。

イ 狩猟災害共済又は損害保険（保険金額3千万円以上）などに加入しており、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により他人に生じた損害に対して、賠償し得る能力を有する者であること。

ウ 銃器使用及びわな捕獲の狩猟者登録（熊本県への狩猟者登録）については、次のとおりとする。

(ア) 銃器による捕獲等を行う者は、過去3年以内に狩猟者登録を受けて1年以上経過している者。

(イ) くくりわなにより捕獲等を行う者は、最初に狩猟者登録を行った日から1年以上経過している者。

(ウ) 箱わなによる捕獲等を行う者は、狩猟者登録を受ける、または本市等が開催する安全講習会を受講すること。

エ 有害鳥獣の捕獲等の趣旨を理解している者で、随時捕獲等に従事できる者であること。

オ 第3条に定めるそれぞれの地区において、地区内のいずれの地域においても、本市や市民からの農作物被害及び生活環境被害への要請に十分に対応できること。

(2) 有害鳥獣の捕獲等を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守できる団体であること。

ア イノシシなどの捕獲等は、安全性の確保の観点から年間を通し「箱わな」及び「くくりわな」を主体とすること。ただし、安全性や緊急性を十分配慮したうえで銃器による捕獲等も行えるものとする。

イ 鳥類の捕獲及び追払いについては、安全性に十分配慮したうえで年間を通し銃器による捕獲等を行うこと。また、農作物被害による緊急要請についても速やかに対応することとし、そのための緊急連絡体制を有すること。なお、水産物被害に係るカモ類及びバン類の捕獲や追払いについては、市駆除隊から別途班体制を整備するとともに、船上から銃器を使用するため、捕獲従事者のみならず周囲で作業を行っている漁業者等にも安全性に十分配慮したうえで実施すること。

ウ 緊急要請又は通常活動の別にかかわらず、本市や市民からの農作物被害及び生活環境被害への要請に対して速やかにわな設置等の対応をするとともに、わなの移動、見回り、餌補充等の管理、捕獲後の止めさし及び捕獲等指示書に記載の適正な処理についても適切に自らの団体内において対応すること。

エ 住宅地、学校周辺等へのイノシシ等の出没による緊急要請等についても速やかに対応することとし、そのための緊急連絡体制を整備すること。

オ 有害鳥獣の捕獲等に当たっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）等関係法令並びに熊本県鳥獣保護事業計画・特定鳥獣保護管理計画、熊本・山鹿地域広域鳥獣被害防止計画、熊本県が定める第二種特定鳥獣管理計画、熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和 54 年規則第 28 号）等を遵守するとともに、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じ捕獲等を行うこと。

カ 捕獲（緊急要請を含む。）等は、季節、天候、曜日等に関係なく年間を通して対応できること。

キ 市民等への捕獲活動の理解と被害防止を図るために、市民等に対する活動計画の周知に努めること。

ク 市駆除隊は、熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会の構成員として会議等に参加するとともに、他の構成員と連携協力すること。

（応募書類の提出）

第 6 条 市駆除隊に応募する団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 熊本市有害鳥獣駆除隊応募申請書（様式第 1 号）
- (2) 有害鳥獣駆除活動計画書（様式第 2 号）
- (3) 市駆除隊隊員名簿（様式第 3 号）
- (4) 狩猟免許等確認書（様式第 4 号）
- (5) 団体の規約
- (6) 狩猟免許、銃砲所持許可証、共済保険及び損害保険（ハンター保険等）の写し
- (7) その他、市長が必要と認める書類

（選定の方法）

第 7 条 市長は、前条の規定により提出のあった書類、団体のプレゼンテーション、選定委員からの質疑応答等による審査を行い、市駆除隊として活動する団体を選定するものとする。

2 前項の審査（以下「審査」という。）は、別表に基づき行うものとする。

3 審査の結果については、熊本市有害鳥獣駆除隊決定通知書（様式第 5 号）又は熊本市有害鳥獣駆除隊の選定について（様式第 6 号）で通知する。

第 2 章 熊本市有害鳥獣駆除隊事業の実施

（捕獲等の申請及び許可）

第 8 条 市長は、前条により当該市駆除隊を決定した場合には、法第 9 条第 2 項に基づき、捕獲等の申請を行うこととする。

2 市長は、前項の申請を受け法第 9 条第 1 項に基づき許可するものとする。

（従事者証の申請交付）

第 9 条 市長は、前条の許可を受けた場合には、法第 9 条第 8 項に基づき、捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）の申請を行うこととする。

2 市長は、前項の申請を受け法第 9 条第 8 項に基づき、従事者であることを証明する従事者証を交付

することとする。

（従事者証の返納）

第10条 市駆除隊は、有害鳥獣捕獲の捕獲期間が終了した後30日以内に従事者証を本市に返納するものとする。なお、返納する場合は、従事者証の報告欄に捕獲頭数等の実績を記載し返納するものとする。

（活動内容）

第11条 市駆除隊は、従事者証交付後に次に掲げる活動を行う。

- (1) 熊本市が策定した熊本市有害鳥獣捕獲計画（予察計画）に基づく有害鳥獣の捕獲。
- (2) 緊急に農作物や生活環境に被害を及ぼした有害鳥獣の捕獲や追払い。
- (3) 水産物に被害を及ぼす鳥類の銃器による捕獲や追払い（市駆除隊で別に編成された隊員に限る）。
- (4) 熊本市農畜水産物有害鳥獣対策協議会の構成員として会議等に参加。
- (5) その他、鳥獣被害防止対策に関すること。

（活動中の遵守事項）

第12条 有害鳥獣の捕獲等を行うに当たって、次に掲げる事項を遵守し活動すること。

- (1) 隊員は、活動中は常に従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 狩猟用のベスト等の着用による周囲への注意喚起を行うとともに、その他の事故発生防止のための安全対策を徹底すること。
- (3) 箱わな及びくくりわなを設置する際は、猟具ごとに、見やすい場所に、従事者の氏名、電話番号、許可者名、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間、捕獲しようとする鳥獣の種類を記載した標識並びに周辺住民に対する注意喚起看板等の設置等を行うこと。また、わなの撤去後は標識並びに注意喚起看板等の撤去を速やかに行うこと。
- (4) くくりわなの設置場所については、事故を防止するため、住居周辺、公園登山道近辺、日曜祝祭日等の休日や行楽シーズンで人の入り込みの多い場所等は避けて設置すること。
- (5) 銃器を使用する場合は、銃砲刀剣類所持等取締法を遵守するとともに、住居集合地域等においては使用しないこと。
- (6) 捕獲に使用する猟具については、放置することのないよう許可期間終了まで適切に管理すること。
なお、許可期間終了後は速やかに撤去すること。

（捕獲実績の報告）

第13条 市駆除隊は捕獲許可期間中の捕獲実績について、毎月10日までに、前月の捕獲頭羽数等がわかる有害鳥獣捕獲実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（巻き狩り猟の届出）

第14条 市駆除隊は捕獲許可期間中に、巻き狩り猟を行う場合にあっては、実施予定場所を所管する警察署、近隣の熊本市有害鳥獣地域駆除隊、農区長及び自治会長等に日程等を事前に周知するため、実施する月の15日前までに巻き狩り猟計画書（様式第8号）及び、巻き狩り猟の実施予定場所が分かる地図等を提出すること。

2 前項の実施計画書を提出した後の実施予定場所の変更は認めないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、地域農業者等からの依頼に基づき、やむを得ず緊急的に行う場合に

については、実施しようとする日の7日前までに市長へ連絡するものとする。

(公道における銃器使用の届出)

第15条 市駆除隊は捕獲許可期間中に、許可の内容に基づき、公道において銃器を使用する場合にあっては、実施予定場所を所管する警察署、近隣の熊本市有害鳥獣地域駆除隊、農区長及び自治会長等に日程等を事前に周知するため、実施する日の7日前までに公道における銃器使用計画書(様式第9号)及び公道における銃器使用の実施予定場所が分かる地図等を提出しなければならない。

2 前項の実施計画書を提出した後の実施予定場所の変更は認めないものとする。

(報償金)

第16条 市駆除隊に対し、熊本市有害鳥獣捕獲作業に係る報償金等交付要領に基づく各種報償金、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣捕獲報償金を交付する。

(連携協力)

第17条 市駆除隊は、地域駆除隊の活動と接するエリアでは、連携して有害鳥獣の捕獲等を行うこと。

2 市駆除隊は、地域駆除隊からの捕獲活動に係る助言及び指導の依頼があった場合は協力すること。

3 市駆除隊は、本市から地域駆除隊創設に伴い安全講習会の講師依頼があった場合は協力すること。

4 市駆除隊は、各地区の接する地域においては、連携して有害鳥獣の捕獲等を行うこと。

(選定の取消し)

第18条 市長は、この要綱の規定に違反する行為があった場合又は法令違反若しくは不正な行為があり市駆除隊として活動させることが適当でないと認めた場合は、その選定を取り消すものとする。

(住所氏名等の変更)

第19条 市駆除隊の隊員は、事業期間中に住所又は氏名等の変更があった場合は、住所等変更届(様式第10号)に当該従事者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市駆除隊の隊長は、事業期間中に市駆除隊の住所又は団体名等の変更があった場合は、住所等変更届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(従事者証の紛失、再交付)

第20条 従事者証を紛失した場合は、従事者証紛失届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。この場合において、従事者証の再交付を受けようとするときは、従事者証再交付申請書(様式第12号)を併せて提出しなければならない。

(隊員の増減)

第21条 市駆除隊は、事業期間中に隊員に増減があった場合及び狩猟免許の追加取得者があった場合、隊員の増減及び狩猟免許の追加取得者の届(様式第13号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

第3章 補則

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、市駆除隊の公募及び事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行時に既に市駆除隊に選定されたものの熊本市有害鳥獣駆除隊事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 11 日から施行する。